

議案第46号 牧之原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

本議案は県国保の保険料水準の統一を令和9年度までに行う方向であることから、市においては賦課方式の資産割を廃する一方、税収の減額を補うため、税率を変更するものである。その内容は、所得割における基礎課税分及び後期高齢者支援金分の率をそれぞれ、0.2%と0.1%引き上げるものである。以下お聞きする。

- 1 資産割を廃止して、所得割額の率を変更することで、総合的な賦課額が841万円減額（加入者1人当たり平均941円減額）とのことであるが、1人あるいは世帯において増額となるケースはないか。
- 2 今後、国保加入者の減少による税収の減少と一人当たりの事業費の増は、国保会計に影響すると思うが、今回の改定は何年後を見据えたものであるか。

議案第51号 令和6年度牧之原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1. 14番 大石 和央 議員

本議案は健康保険証の発行が2024年12月1日に終了するため、加入者への情報通知に伴う経費の増額補正である。これに関連して伺う。

- 1 市民のマイナ保険証登録人数及び利用率について伺う。
- 2 令和6年（2024年）12月2日以降、現行の国民健康保険証は新規・再交付されなくなる。12月2日以前に交付された保険証の有効期限まで使用でき、それまでにマイナ保険証利用登録をするか、資格確認書の交付を受けることになる。資格確認書は保険者が保険証の代わりに無料で発行することになるが、健康保険証を廃止することで市民や行政にとってのメリットとは何か。